競技水準向上対策事業の共通留意事項

- 1 補助事業に対する競技団体の基本姿勢
 - (1)計画・実績及び予算決算の組織内での承認

公金が使われていることを十分認識し、競技力向上を図り県民の期待に応えるため 計画段階から組織内で十分検討の上、対象者や内容等を明らかにして、各団体組織の 事業計画及び予算、事業報告、決算としての機関決定を行い、組織の事業として実施 する。

≪手順≫

- ① 強化委員会等開催、方針決定
- ② 補助事業実施計画・予算の作成
- ③ 補助事業実施計画・予算の承認(総会、理事会、強化委員会等)
- ④ 計画の実行・進捗管理
- ⑤ 補助事業報告・決算の承認
- (2)組織内での会計チェック体制の確立

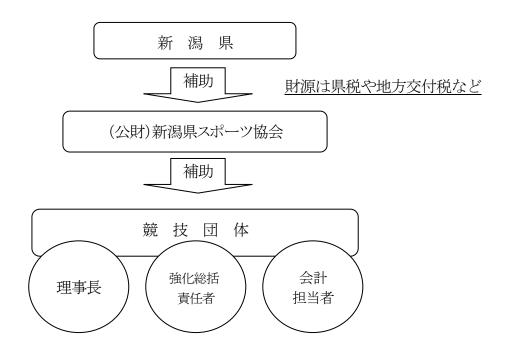
競技団体内で役割分担し、事業の効率化、委託費の適正執行に努める。

【例】強化総括責任者 強化計画の全体作成者

理事長(会計責任者) 強化計画・予算執行の承認者

会計担当者 強化計画内容に基づく事業費の払い出し

監事 補助事業の効果・補助金適正執行のチェック者



(3)強化活動の管理

事業内容の把握、進捗管理、強化活動が効率的・効果的に行われているかの事業 検証に努める。

2 補助事業の経理処理上の基本的事項

- (1)金融機関口座の開設と支払い
 - ア 団体としての金融機関口座は、団体名を冠した会長名とすること。
 - イ 専用口座の開設又は特別会計の設置等、他の経費と区別して処理を明確にする こと。

(2)経理簿の記載

- ア 必ず経理簿(預金出納簿及び現金出納簿)を設けること。
- イ 経理簿(預金出納簿及び現金出納簿)は、金融機関口座での金銭の動きの他、 現金として扱ったものについて内容がわかるように記載すること。
- (3)請求書・領収書の完備
 - ア 銀行振込の際は、銀行が発行する「振込受領書」を領収書に変えることができる。 イ 複数の請求を一括して払う場合は、1 件ごとの支払い内訳がわかるようにする こと。
- (4)報酬(謝金、謝礼)に係る所得税の源泉徴収 報酬(謝金、謝礼)を支払う場合は所得税の源泉徴収が必要となるので、別記1を 参考に適正に処理すること。

3 事務処理上の留意点

(1)事業計画の承認

この経費の対象となる練習・合宿等は、競技団体から本会へ提出し承認された事業計画によるものとし、計画をされていないものについては対象としない。

- (2)事業間の流用について 事業ごとに計画・実施し、他の事業への流用は認めない。
- (3)事業の実施

競技水準向上対策事業補助金交付要綱・実施要領等をよく読み実施すること。

報酬にかかる所得税の源泉徴収の取り扱いについて

1 源泉徴収制度

報酬などの所得を支払う者が所得支払いの際に所得税額を計算し、支払金額からその所得税額を差し引いて国に納付する制度である。

2 源泉徴収義務者

所得税を源泉徴収して国に納付する者を「源泉徴収義務者」という。

3 納税地

所得の支払事務を取り扱う団体の支払日における所在地(事務局所在地)となっており、事務局所在地の所轄税務署に納付する。

4 源泉徴収義務者の届出

「給与支払事務所等の開設届出書」を事務局所在地の所轄税務署長に提出する。 既に届出済の競技団体は不要である。

5 源泉徴収の対象者及び時期

- (1)対象者 国内に住所を有する個人
- (2)時期 所得を対象者に支払う時

6 源泉徴収する所得税の金額 報酬支払金額の10.21%

7 所得税の納付

(1)納付期限

源泉徴収の対象となる所得を支払った月の翌月10日まで。

(2)納付手続き

源泉徴収をした所得税は、「報酬・料金等の所得税徴収高計算書(納付書)」(報)を添えて銀行や郵便局などで納付する。税務署から通知される整理番号を必ず記入する。

「報酬・料金等の所得税徴収高計算書(納付書)」(報)は、所轄税務署へ請求すること。

8 年間報告事務

1 月から 12 月までの間で、支払を受ける者ごとに支払金額や源泉徴収税額などを記載した「報酬、料金、契約金及び賞金の支払調書」を作成し、「法定調書合計表」を添付の上、翌年1月31日までに所轄税務署長に提出する。

ただし、同一人に対するその年中の支払金額が5万円以下である場合、「支払調書」の提出 は不要である。

9 支払調書の交付

1月から12月までの間で、支払を受ける者ごとに支払金額や源泉徴収税額などを記載した「報酬、料金、契約金及び賞金の支払調書」を作成し、対象者に交付する。

源泉徴収事務の手順

No.	時 期	項目	様 式 名
1)	所得の支払いが発 生した時	事務局所在地の所管税務署長に開設届を提出	「給与支払事務所等の 開設届出書」
2	所得を支払った時	報酬・謝金支払金額の10.21%を差し引いた 金額を本人に交付	
3	支払った月の翌月 10日又は特例納期	差し引いた現金と納付書を添えて銀行、郵便局等 へ納付	「報酬・料金等の所得 税徴収高計算書(納付
	1月上旬		書)」
4	1月31日まで	支払金額と源泉徴収額を記載した調書を本人に交 付	「報酬、料金、契約金 及び賞金の支払調書」
(5)	1 д 31 д \$ С	1月から12月までの間で、支払を受ける者ごとに 支払金額や源泉徴収税額などを記載した調書等を 所轄税務署へ提出	「報酬、料金、契約金 及び賞金の支払調書」 「法定調書合計表」

【徴収事務処理フロー図】

